

事務連絡
令和5年3月30日

建設業労働災害防止協会 専務理事 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
建設安全対策室長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について

標記については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、以下「安衛則」という。）第355条に基づき地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成19年3月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」により、改修工事において、作業計画にガス会社等への事前連絡等についても定めるよう指導しているところです。

今般、別添のとおり、昨年に引き続き経済産業省産業保安グループガス安全室より、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止に関する事業者等への要請について協力依頼がありました。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、貴協会会員に対し下記の事項について周知徹底してくださるようお願いいたします。

なお、経済産業省ホームページ（建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について：https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-02.html）に関連情報が掲載されていますので、ご参照ください。

記

- 1 くい打ち機等によるガス導管等の損壊の防止（安衛則第194条関係）
くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合は、ガス導管等の有無及び状態を当該ガス導管等を管理する者に確かめる等の方法により調査し、その結果に適応する措置を講じること。
- 2 ガスが存在するおそれのある配管の溶断等（安衛則第285条関係）
溶接、溶断その他火気を使用する作業又は火花を発するおそれのある作業を行う場合は、ガスが存在するおそれのある配管については、あらかじめ、不活性ガス又は水を封入すること等により爆発又は火災の防止のための措置を講じること。
- 3 地下作業場等（安衛則第322条関係）
可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場において作業を行う場合、又はガス導管からガスが

発散するおそれのある場所において明り掘削の作業を行う場合は、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じること。

- 一 ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたときに、当該ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場合について、当該ガスの濃度を測定させること。
- 二 ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、労働者を安全な場所に退避させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

4 地山の掘削の作業前の調査（安衛則第355条関係）

地山の掘削の作業を行う場合は、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について埋設物等の有無及び状態を、埋設物等の所有者又は管理者に対して照会し、その結果に応じた手順を定め、これにより作業を行うこと。

5 ガス管による危険の防止（安衛則第362条関係）

ガス管に近接する箇所で明り掘削によりガス管を露出させる作業を行う場合は、作業指揮者を指名して、その者の直接の指揮により、ガス管をつり防護、受け防護等により防護し、又は、あらかじめガス管を移設する等の措置を講じてから作業を行うこと。

6 掘削機械等の使用禁止（安衛則第363条関係）

明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管等の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、掘削機械等を使用しないこと。

7 改修工事における爆発防止（「建設業における総合的労働災害防止対策」関係）

改修工事における作業計画には、ガス会社への事前連絡等についても定め、これに基づく作業を徹底すること。

8 経済産業省からの要請に基づくガス管損傷事故の再発防止

- (1) 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求める。
- (2) ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- (3) ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- (4) 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意すること。
- (5) 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- (6) ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

経済産業省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガス管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガス管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

- ・ 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求ること。

- ・ ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ・ ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・ 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意すること。
- ・ 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見ついたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・ 参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

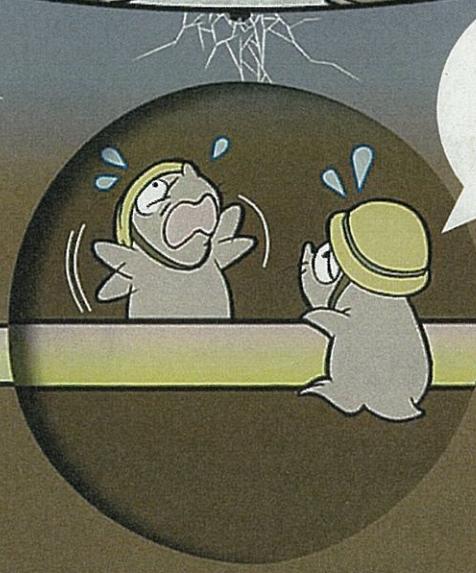
敷地内の工事に携わるみなさまへ



敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を！



工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか？



必ず
確認！



ガスの
あんしん
合い言葉

ちょっと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水
工事などをはじめる前に
ガス管の位置確認を!

《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを
必ず確認してください。

《ガス管近傍で工事を行う場合》

あくまでも慎重に作業を進めてください。

《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、
すぐにガス事業者に連絡してください。



敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします。

ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかり確認。
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point

1

工事前にまず確認!

工事前にガス管位置やガス
が通じていないことを確認。
ガス管付近は特に慎重に手
掘り等で作業する。

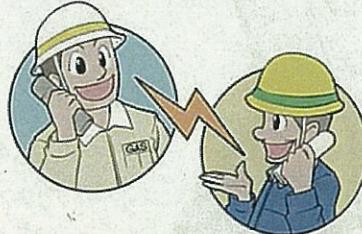


Point

2

不明な場合は ガス事業者へ連絡!

ガス管の位置や深さが不明
な場合やガス管の撤去・移
設工事が必要な場合。
その他、必要に応じてガス
事業者にご相談ください。

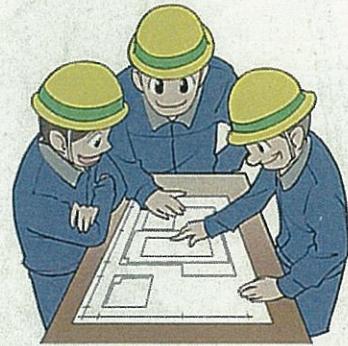


Point

3

情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、
図面などで作業員全員で
情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

—掘削、解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ—

ガス管損傷による事故を起こすと、

ケガ・火傷

のほか、

火災・爆発

など近隣住民への迷惑、加えて

工事停止

損害賠償

労働災害

に発展し、

会社に損失が生じることになります。



経済産業省

チェックシートで安全確認!!

必ずやろう>>> ✓ 安全確認基本チェックシート

必ずやろう>>> ✓ 安全確認基本チェックシート			
	掘削 工事をする方へ	解体・撤去 工事をする方へ	増改築・改装 工事をする方へ
工事前確認	<p>道路 <input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう</p> <p>敷地内 <input type="checkbox"/> ガス管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p>	<p><input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう <input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう <input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など） <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p>	<p><input type="checkbox"/> ガス配管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう</p>
	※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照		※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照
工事時確認（現場確認）	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手掘りで行いましょう</p> <p>※【埋設ガス管の標示例】 注意！ 埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています 材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。</p>	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 作業対象にガスマーティーが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう</p> <p></p>	<p><input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう <input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう</p> <p>【露出ガス管の標示例】 ガス管標示シール</p> <p>【ガス管損傷の例】 </p>
	<p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。 漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつった際の火花で着火。 作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p>	<p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。 事故を起こした工事会社は多額の損害賠償を請求されました。</p>	<p>改修工事に伴う排水管工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。 作業員1名が火傷を負いました。</p>

ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガス管調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから

日本ガス協会

検索

<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>

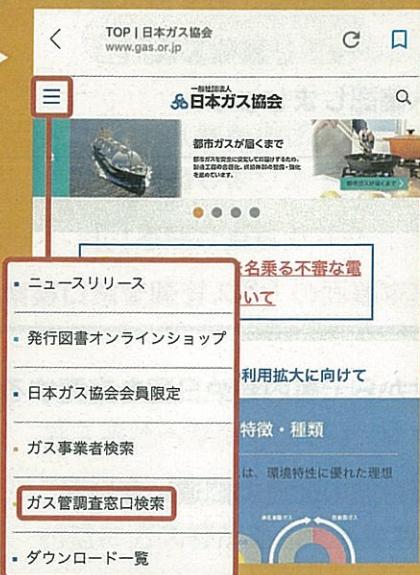


step 1

左上のメニュー ボタンから
「ガス管調査窓口検索」を選びます。

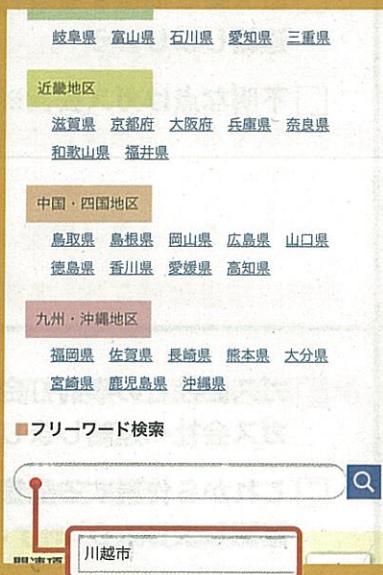


スマートフォン
の場合



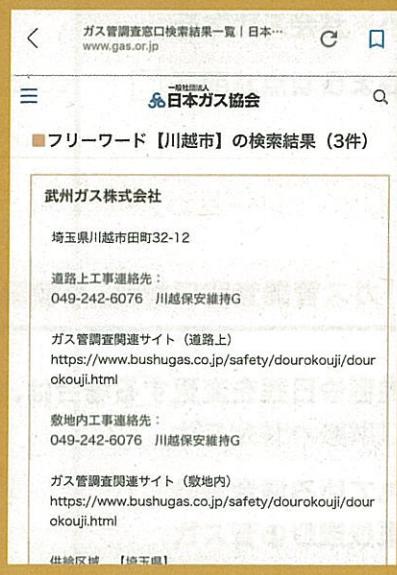
step 2

検索したい都道府県または市名、
群名を入力し「検索する」をクリック。



step 3

検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。



万一、ガス管を
損傷して
しまったら…

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。
※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

ガス管損傷事故 防止のため、 **工事の安全チェック**

毎日!

毎日、工事の前にしっかりチェック!
作業員全員で情報共有して、ガス管破損事故を防ぎましょう。

〈チェック項目〉

工事前に必ず確認!



- 図面などで工事前にガス管の位置を確認。
- ガス管のガスが、どこまで通じているか確認。
- ガス管付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。

不明な点はガス事業者へ確認!



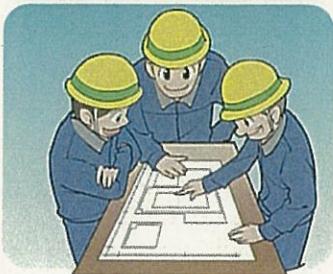
- ガス管の位置や深さが不明な場合。
 - ガス管の撤去・移設工事が必要な場合。
 - ガス管にガスが通じているか不明な場合。
 - 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。

工事はあくまでも慎重に!



- 工事は、ガス管の位置や深さを再度確認してから。
- ガス管の近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。

作業者全員で情報共有を!



- ガス管の位置情報や、ガス管近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業者全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全 検索
<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry